

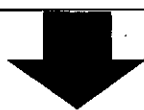
子ども・子育て支援事業計画における 量の見込みの方法について 【国の標準的算出方法】

量の見込みの基本的な考え方

子ども・子育て支援法 第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)

◆市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項（量の見込み関係）

- ①教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期



内閣府より平成26年1月20日「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（ニーズ調査票の『必須項目』を元に具体的な量の見込みを算出するための手引き）が示された。その後、平成31年4月23日「市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等のための手引き（改訂版）」、令和6年3月11日「第三期市町村子ども・子育て支援事業等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版ver.1）」が示された。

※国の手引きは、市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの標準的な算出方法を示すもの

※この国の算出方法は絶対ではなく、「潜在ニーズを含めて見込みを把握する」という基本的考え方を踏まえ、市町村子ども・子育て会議等の議論を踏まえ効果的・効率的な算出によることが可能

全国共通で「量の見込み」を算出する項目

(1) 教育・保育関係(4区分)

種別	区分		対象	想定される利用先
教育標準時間認定	1号 (3-5歳)	幼児期の学校教育のみの利用	専業主婦（夫）家庭 就労時間短家庭	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
保育認定①	2号 (3-5歳)	保育の必要性あり (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	共働きだが幼稚園利用のみの家庭	幼稚園
保育認定②		保育の必要性あり (上記以外)	共働き家庭等	保育所 認定こども園（保育所部分）
保育認定③	3号 (0-2歳)	保育の必要性あり	共働き家庭等	保育所 認定こども園（保育所部分） 地域型保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業関係(13事業中の7事業)

- ◆時間外保育事業
- ◆子育て短期支援事業
- ◆一時預かり事業(幼稚園預かり保育 など)
- ◆子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)
- ◆病児保育事業
- ◆放課後児童健全育成事業
- ◆地域子育て支援拠点事業

※ニーズ調査結果を活用した量の見込みの算出方法が示されているのは13事業中7事業。

※利用者支援事業・乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・妊婦健康診査事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業は、ニーズ調査結果によらずに量の見込みを算出する

※残り2事業は量の見込みを算出しない事業(実費徴収に係る補正給付事業・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業)。

ニーズ調査結果からの家庭類型の分類

量の見込みの基礎となる家庭類型について、ニーズ調査結果から「現在」と「潜在」の割合を算出する。

今後の就労意向を勘案すると、専業主婦(夫)家庭は減少し、共働き家庭(フルタイム×フルタイム、フルタイム×パートタイム(短時間)など)が増える見通し。

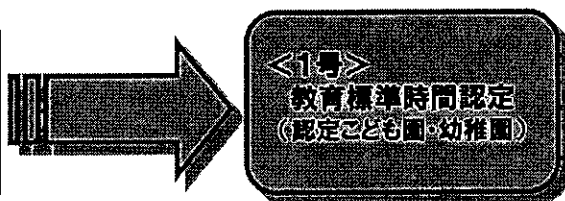
タイプ	父母の有無と就労状況	今回の調査結果	
		現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	3.20%	3.20%
タイプB	フルタイム×フルタイム	49.92%	53.44%
タイプC	フルタイム×パートタイム(長時間) ※就労時間:月120時間以上、または下限時間【48時間】～120時間の一部	13.76%	15.20%
タイプC'	フルタイム×パートタイム(短時間) ※就労時間:下限時間【48時間】未満、または下限時間【48時間】～120時間の一部	4.96%	8.64%
タイプD	専業主婦(夫)	28.16%	19.52%
タイプE	パートタイム×パートタイム(父母ともに長時間) ※就労時間:父母ともに月120時間以上、または下限時間【48時間】～120時間の一部	0.00%	0.00%
タイプE'	パートタイム×パートタイム(父母のどちらかが短時間) ※就労時間:父母どちらかが下限時間【48時間】～120時間の一部、または下限時間【48時間】未満の一部	0.00%	0.00%
タイプF	無業×無業	0.00%	0.00%

※保育の下限時間(保育短時間利用の下限就労時間)は月48～64時間で市町村が設定する。**本市は64時間で設定。**

※保育標準時間(長時間)利用の下限就労時間は月120時間であり、これらがパートタイム就労の家庭類型分類基準となっている

《家庭類型と認定区分の関係》

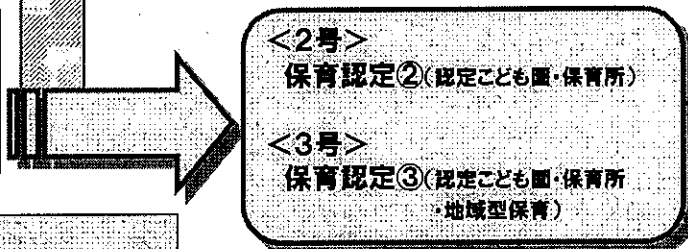
タイプ	父母の有無と就労状況
タイプC'	フルタイム×パート（短）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE'	パート×パート（いずれか短）
タイプF	無業×無業



幼児期の学校教育の
希望が強い
（現在幼稚園利用者）



タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パート（長）
タイプE	パート×パート（双方が長）



※下限時間＝各自治体における保育の必要性の認定の
下限時間（月4・8～6・4時間の間で市町村が定める時間）

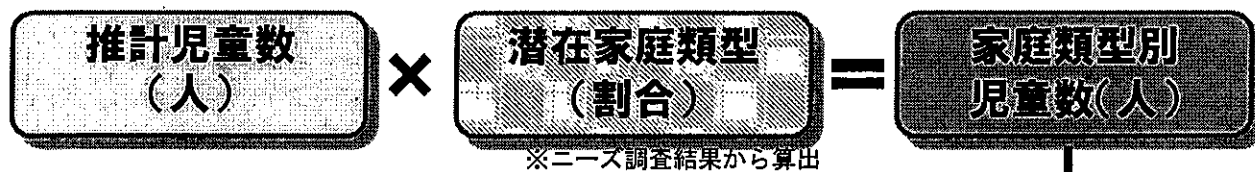
※パートタイム（長）・・・就労時間が「月120時間以上」の人と「下限時間（本町は64時間）～120時間」の人の一部
※パートタイム（短）・・・就労時間が「月下限時間未満」の人と「下限時間（本町は64時間）～120時間」の人の一部

《各事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型》

事業種別			算出の対象となる家庭類型
時間外保育事業			共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)
放課後児童健全育成事業			
子育て短期支援事業			全家庭
地域子育て支援拠点事業			全家庭
一時預かり事業	幼稚園在園児対象	1号認定利用 (教育標準時間認定)	専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭 (タイプC・D・E・F)
		2号認定利用 (保育認定)	共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 (タイプA・B・C・E)
	在園児対象型を除く		全家庭
病児保育事業			共働き家庭等 (タイプA・B・C・E)
子育て援助活動支援事業	就学前	全家庭	
	就学後	全家庭	

量の見込みの標準的な算出方法

作業① 推計児童数と潜在家庭類型をクロスし家庭類型別児童数を算出



作業② 家庭類型別児童数と利用意向率等をクロスし量の見込みを算出

